

原管発官27第201号

平成27年11月5日

原子力規制委員会
原子力規制庁
原子力災害対策・核物質防護課長
荒木 真一 殿

東京電力株式会社

原子力運営管理部

福島第二原子力発電所原子力事業者防災業務計画における一部変更について

「福島第二原子力発電所原子力事業者防災業務計画」につきまして、次回修正までの間、添付の表の通り一部変更して運用させていただきますので、よろしくお願ひ致します。

添付資料

- 「福島第二原子力発電所原子力事業者防災業務計画」の一部変更対照表

以上

平成 27 年 11 月 5 日
東京電力株式会社
福島第二原子力発電所

「福島第二原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の一部変更対照表

※注記：「福島第二原子力発電所原子力事業者防災業務計画」における変更箇所は、”二重下線“にて明示しています。

頁	現行	修正案	理由
II-3	<p>別図2-3 原子力災害対策指針に基づく警戒事象発生時の通報経路</p> <p>別図2-3 原子力災害対策指針に基づく警戒事象発生時の通報経路</p> <p>福島県の組織改正に伴う名称変更</p> <p>※1 : 滝江町, 広野町, いわき市, 田村市, 南相馬市, 川俣町, 川内村, 葛尾村, 飯館村 ※2 : いわき中央警察署, いわき南警察署, いわき東警察署, いわき市消防本部, 南相馬警察署, 相馬地方広域消防本部, 田村警察署, 郡山地方広域消防組合消防本部, 福島警察署, 伊達地方消防組合消防本部, 田村消防署, 相馬消防署, 南相馬消防署, 滝江消防署, 平消防署, 小名浜消防署, 勿来消防署, 常磐消防署, 内郷消防署 ※3 : ファクシミリ, 電話等による通信手段が遮断された場合は, 衛星携帯電話を所持した者を派遣 ※4 : メールによる連絡 (メールによる連絡が不可の場合は電話にて連絡)</p>	<p>別図2-3 原子力災害対策指針に基づく警戒事象発生時の通報経路</p> <p>福島県の組織改正に伴う名称変更</p> <p>※1 : 滝江町, 広野町, いわき市, 田村市, 南相馬市, 川俣町, 川内村, 葛尾村, 飯館村 ※2 : いわき中央警察署, いわき南警察署, いわき東警察署, いわき市消防本部, 南相馬警察署, 相馬地方広域消防本部, 田村警察署, 郡山地方広域消防組合消防本部, 福島警察署, 伊達地方消防組合消防本部, 田村消防署, 相馬消防署, 南相馬消防署, 滝江消防署, 平消防署, 小名浜消防署, 勿来消防署, 常磐消防署, 内郷消防署 ※3 : ファクシミリ, 電話等による通信手段が遮断された場合は, 衛星携帯電話を所持した者を派遣 ※4 : メールによる連絡 (メールによる連絡が不可の場合は電話にて連絡)</p>	

頁	変更前	変更後	理由
II-4	<p>別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路（1／2） (1) 発電所内での事象発生時の通報経路</p> <p>別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路（1／2） (1) 発電所内での事象発生時の通報経路</p> <p>II-4</p> <p>■ : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先 → : 電話によるファクシミリ着信の確認 → : ファクシミリによる送信 → : 電話等による連絡</p> <p>※1 : 湧江町, 広野町, いわき市, 田村市, 南相馬市, 川俣町, 川内村, 葛尾村, 飯館村 ※2 : いわき中央警察署, いわき南警察署, いわき東警察署, いわき市消防本部, 南相馬警察署, 相馬地方広域消防本部, 田村警察署 郡山地方広域消防組合消防本部, 福島警察署, 伊達地方消防組合消防本部 田村消防署, 相馬消防署, 南相馬消防署, 湧江消防署, 平消防署, 小名浜消防署, 勿来消防署 常磐消防署, 内郷消防署 ※3 : ファクシミリ, 電話等による通信手段が遮断された場合は, 衛星携帯電話を所持した者を派遣 ※4 : メールによる連絡 (メールによる連絡が不可の場合は電話にて連絡)</p> <p>別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路（1／2） (1) 発電所内での事象発生時の通報経路</p> <p>福島県の組織改正に伴う名称変更</p> <p>■ : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先 → : 電話によるファクシミリ着信の確認 → : ファクシミリによる送信 → : 電話等による連絡</p> <p>※1 : 湧江町, 広野町, いわき市, 田村市, 南相馬市, 川俣町, 川内村, 葛尾村, 飯館村 ※2 : いわき中央警察署, いわき南警察署, いわき東警察署, いわき市消防本部, 南相馬警察署, 相馬地方広域消防本部, 田村警察署 郡山地方広域消防組合消防本部, 福島警察署, 伊達地方消防組合消防本部 田村消防署, 相馬消防署, 南相馬消防署, 湧江消防署, 平消防署, 小名浜消防署, 勿来消防署 常磐消防署, 内郷消防署 ※3 : ファクシミリ, 電話等による通信手段が遮断された場合は, 衛星携帯電話を所持した者を派遣 ※4 : メールによる連絡 (メールによる連絡が不可の場合は電話にて連絡)</p>	<p>別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路（1／2） (1) 発電所内での事象発生時の通報経路</p> <p>別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路（1／2） (1) 発電所内での事象発生時の通報経路</p> <p>福島県の組織改正に伴う名称変更</p> <p>■ : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先 → : 電話によるファクシミリ着信の確認 → : ファクシミリによる送信 → : 電話等による連絡</p> <p>※1 : 湧江町, 広野町, いわき市, 田村市, 南相馬市, 川俣町, 川内村, 葛尾村, 飯館村 ※2 : いわき中央警察署, いわき南警察署, いわき東警察署, いわき市消防本部, 南相馬警察署, 相馬地方広域消防本部, 田村警察署 郡山地方広域消防組合消防本部, 福島警察署, 伊達地方消防組合消防本部 田村消防署, 相馬消防署, 南相馬消防署, 湧江消防署, 平消防署, 小名浜消防署, 勿来消防署 常磐消防署, 内郷消防署 ※3 : ファクシミリ, 電話等による通信手段が遮断された場合は, 衛星携帯電話を所持した者を派遣 ※4 : メールによる連絡 (メールによる連絡が不可の場合は電話にて連絡)</p>	

頁	変更前	変更後	理由
II-6	<p>別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路（1／2）</p> <p>（1）発電所内での事象発生時の連絡経路</p> <p>別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路（1／2）</p> <p>（1）発電所内での事象発生時の連絡経路</p> <p>福島県の組織改正に伴う名称変更</p>	<p>別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路（1／2）</p> <p>（1）発電所内での事象発生時の連絡経路</p> <p>別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路（1／2）</p> <p>（1）発電所内での事象発生時の連絡経路</p> <p>福島県の組織改正に伴う名称変更</p>	

頁	変更前					変更後					理由										
別表2-5-1 原子力防災資機材																					
別表2-5-1 原子力防災資機材																					
放射線障害防護用器具	法令による名称	具体的な名称	数量	保管場所	点検頻度	法令による名称	具体的な名称	数量	保管場所	点検頻度	理由										
	汚染防護服	C装備、アノラック	70組	免震重要棟	1回／年 員数確認		汚染防護服	70組	免震重要棟	1回／年 員数確認											
	呼吸用ポンベ(交換用のものを含む)その他の機器と一緒に使用する防護マスク	セルフエアセット	8個	免震重要棟	1回／年		呼吸用ポンベ(交換用のものを含む)その他の機器と一緒に使用する防護マスク	8個	免震重要棟	1回／年											
	フィルター付き防護マスク	チャコール付き全面マスク	70個	免震重要棟	1回／年		フィルター付き防護マスク	70個	免震重要棟	1回／年											
	通常の業務に使用しない電話回線	緊急時用電話回線	10回線※	免震重要棟	1回／年		通常の業務に使用しない電話回線	10回線※	免震重要棟	1回／年											
	非常用通信機器	一斉ファクシミリ装置	1台	免震重要棟	1回／年		一斉ファクシミリ装置	1台	免震重要棟	1回／年											
	携帯電話	40台	免震重要棟 事務本館	40台	1回／年 通話確認		携帯電話	40台	免震重要棟 事務本館	1回／年 通話確認											
	特定事象が発生した場合における施設内の連絡を確保するために使用可能な携帯電話その他の使用場所を特定しない通信機器	所内用PHS	60台	免震重要棟 各自席	1回／年 通話確認		所内用PHS	60台	免震重要棟 各自席	1回／年 通話確認											
	衛星携帯電話	1台	免震重要棟	1台	1回／年 通話確認		衛星携帯電話	1台	免震重要棟	1回／年 通話確認											
	排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器	排気筒モニタ	5台	各中棟 モニタ一建	特別な保全計画に基づく頻度		排気筒モニタ	5台	各中棟 モニタ一建	特別な保全計画に基づく頻度											
	放水口モニタ	放水口モニタ	4台	放水口 モニタ一建	1回／年		放水口モニタ	4台	放水口 モニタ一建	1回／年											
計測器等	ガンマ線測定用可搬式測定器	シンチレーションサーベイメータ	2台	発電所本館	1回／年		シンチレーションサーベイメータ	2台	発電所本館	1回／年	福島県の組織改正に伴う名称変更										
	電離箱サーベイメータ	電離箱サーベイメータ	19台	免震重要棟 所	1回／年		電離箱サーベイメータ	19台	免震重要棟 所	1回／年											
	中性子線測定用可搬式測定器	中性子線サーベイメータ	2台	発電所本館	1回／年		中性子線サーベイメータ	2台	発電所本館	1回／年											
	空間放射線積算線量計	素子 リーダー	100個	蛍光ガラス線量計素子 蛍光ガラス線量計リーダー	事務本館他 1回／年		空間放射線積算線量計 リーダー	100個	事務本館他 1回／年	1回／年 員数確認											
	表面の放射性物質の密度を測定することができる可搬式測定器	汚染密度測定用サーベイメータ	8台	発電所本館	1回／年		汚染密度測定用サーベイメータ	8台	発電所本館	1回／年											
	可搬式ダスト測定閑連機器	汚染密度測定用(α線)サーベイメータ	2台	発電所本館	1回／年		汚染密度測定用(α線)サーベイメータ	2台	発電所本館	1回／年											
	可搬式ダスト測定閑連機器	サンプラ ダストサンプラ	8台	免震重要棟	1回／年		サンプラ ダストサンプラ	8台	免震重要棟	1回／年											
	測定器	ダスト測定器(放射線測定車に搭載)	1台	放射線測定車	1回／年		測定器	1台	放射線測定車	1回／年											
	可搬式の放射性ヨウ素測定閑連機器	サンプラ ヨウ素サンプラ	2台	免震重要棟	1回／年		サンプラ ヨウ素サンプラ	2台	免震重要棟	1回／年											
	測定器	ヨウ素測定器(放射線測定車に搭載)	1台	放射線測定車	1回／年		測定器	1台	放射線測定車	1回／年											
	個人用外部被ばく線量測定器	電子式線量計	200台	免震重要棟 他	1回／年 員数確認		個人用外部被ばく線量測定器	電子式線量計	200台	免震重要棟 他	1回／年 員数確認										
その他資機材	その他	エリアモニタリング装置	格納容器旁開気モニタ	8台	原子炉建屋	特別な保全計画に基づく頻度	格納容器旁開気モニタ	8台	原子炉建屋	特別な保全計画に基づく頻度											
	モニタリングカー	燃料取替エリア排気放射線モニタ	8台	原子炉建屋	道路運送車両法に基づく点検頻度	燃料取替エリア排気放射線モニタ	8台	原子炉建屋	道路運送車両法に基づく点検頻度												
	ヨウ化カリウムの製剤	放射線測定車	1台	発電所構内	道路運送車両法に基づく点検頻度	モニタリングカー	1台	発電所構内	道路運送車両法に基づく点検頻度												
	担架	安定ヨウ素剤	30,000錠	事務本館	1回／年 員数確認	ヨウ化カリウムの製剤	30,000錠	事務本館	1回／年 員数確認												
	除染用具	担架	1台	事務本館	1回／年 員数確認	担架	1台	事務本館	1回／年 員数確認												
その他	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	除染キット	3式	発電所構内	1回／年 員数確認	除染用具	3式	発電所構内	1回／年 員数確認												
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	急救移送車	1台	道路運送車両法に基づく点検頻度	急救移送車	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	1台	発電所構内	道路運送車両法に基づく点検頻度												
	消防ポンプ設備(化学消防自動車および水槽付き消防ポンプ自動車)	消防ポンプ設備(化学消防自動車および水槽付き消防ポンプ自動車)	1式	発電所構内	1回／年	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	1式	発電所構内	1回／年												
	その他	消防ポンプ設備(化学消防自動車および水槽付き消防ポンプ自動車)	消防ポンプ設備(化学消防自動車および水槽付き消防ポンプ自動車)	1式	発電所構内	1回／年	消防ポンプ設備(化学消防自動車および水槽付き消防ポンプ自動車)	1式	発電所構内	1回／年											
<p>※： 楠葉町、富岡町、大熊町、双葉町、広野町、双葉警察署、双葉地方広域市町村圏組合消防本部、福島海上保安部、福島県原子力センターおよび富岡消防署との専用回線(ホットライン)である。</p>																					